

eb-i X 会員規約

第1条（本規約の適用）

この規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社G zブレイン（以下「当社」といいます）が提供する本規約第2条記載のサービスを、同条に定める会員が利用する際の条件について定めます。当社及び会員は本規約の記載事項を遵守するものとします。

第2条（定義）

本規約における用語の定義は以下の各号に定める通りとします。

- ①「本件サービス」とは、当社が会員に対して提供する本規約第5条記載のサービスをいうものとします。
- ②「会員」とは、本規約第3条記載の入会手続に従って本件サービスの申し込みをなし、当社より承認を得た法人をいうものとします。

第3条（入会手続）

1. 本件サービスの提供を受けようとする者（以下「入会希望者」といいます）は、当社所定の入会申込書に必要事項を記入のうえ、当社が本件サービスの管理を委託する当社グループの株式会社 KADOKAWA（以下「KADOKAWA」といいます）に提出することによって申し込むものとします。当社が当該申し込みを承認した場合には、当社は直接又はKADOKAWA をして入会希望者にその旨通知するものとし、当社による当該承認により、入会希望者は本件サービスの会員となるものとします。なお、申し込みがあった時点で、入会希望者は本規約に同意したものとみなされます。
2. 会員は、入会申込書の記入事項に変更が生じた場合には、KADOKAWA に対して速やかに変更の内容を通知しなければなりません。

第4条（ユーザーIDの交付）

1. 当社は会員に対し、本規約第3条第1項記載の承認後、速やかにユーザーID（以下「本件ID」といいます）を書面又は電子メールにより通知するものとします。
2. 会員は、本件IDを善良な管理者の注意をもって保有及び管理するものとし、会員以外の第三者にこれを開示し、漏洩し、貸与し又は第三者をして使用させてはならないものとします。
3. 当社は、本件IDの紛失、漏洩、会員又は第三者による不正使用、その他の事由により会員に生じた損害について何等の責任も負わないものとします。万一、当該事由により当社に損害が生じた場合には、当社は会員に対し、当該損害の全額について賠償請求することができるものとします。

第5条（本件サービス）

1. 当社が会員に提供する本件サービスの内容は次の各号に定める通りとします。
 - ①映画、テレビ、ゲーム、コミック、音楽その他のエンターテインメントジャンル（以下「エンタメジャンル」といいます）にかかる消費者動向を集計した月次レポートの提供サービス（以下「月次レポート提供サービス」といいます）
 - ②当社が展開するエンタメジャンルに関するマーケティング情報を週単位で集計し、提供するサービス「eb-i」にかかる過去データ閲覧サービス（以下「eb-i閲覧サービス」といいます）
2. 当社は会員に対して、毎月1回、電子メールで送信する方法により月次レポート提供サービスのレポートを提供するものとします。なお、当該レポートの提供日については、当社が別途定める配信スケジュールによるものとします。
3. 会員は、本規約第4条の本件IDを使用して当社の運営するWEBサイト（<http://www.f-ism.net>）にアクセスすることにより、常時、eb-i 閲覧サービスを利用することができます。
4. 会員は、eb-i 閲覧サービスの利用に必要な通信設備等の準備、維持及び管理を自己の責任と負担（通信費及びプロバイダーの接続料等の負担を含みます）にて行なうものとします。

第6条（オプションサービス）

1. 会員は、前条に記載する本件サービスのほか、別途当社所定の方法により申込みをした場合には、オプションサービス（以下「オプションサービス」といいます）を受けることができるものとします。
2. 前項のオプションサービスの提供条件（オプションサービスのサービス料の支払いに関するものを含みます）申込み方法その他の事項については、別途当社と会員間で取り決めるものとします。

第7条（サービス料）

1. 本件サービスの対価（本規約第6条のオプションサービスに関するサービス料を除き、以下「サービス料」といいます）は、1カ月あたり金3万5千円（消費税及び地方消費税を除きます）とします。会員は、当社が別途指定する方法によってこれを支払うものとします。
2. 当社は、サービス料の請求、受領その他これらに付随する事務業務を KADOKAWA に委託します。
3. 当社及び KADOKAWA は、本規約第13条第2項及び同第15条第4項の場合を除き、理由の如何を問わず、サービス料の減額及び返還はしないものとします。

第8条（権利帰属）

本件サービスによって会員に配信されるレポート、会員が閲覧するマーケティング情報その他本件サービス又はオプションサービスにかかる創作物の一切の著作権その他の知的財産権は全て当社に帰属します。会員は、これら権利について本規約に定められた範囲でのみその利用を非独占的に許諾されるものとします。

第9条（会員の義務）

1. 会員は、本規約に定める一切の義務を誠実に履行するものとします。
2. 会員は、本件サービス又はオプションサービスの利用によって得られる情報（以下「本件情報」といいます）を自己の営業（新規事業の企画、市場動向の調査等）の為に使用することを目的として、会員内（会員の関係会社は含まれず、以下同じです）においてこれを複製し、実質的な同一性を損なわない程度に改変し、翻訳し又は会員内において頒布することができます。但し、その他の使用は認められません。
3. 会員は、本件サービスの利用にあたり、次の行為を行ってはならないものとします。
 - ①当社の名誉及び信用を毀損する行為
 - ②eb-i 閲覧サービスのシステムに損害を与え、又はその運営を妨げる行為
 - ③有償であると無償であるとを問わず、本件情報又はそれと類似する情報の提供又は配信行為
 - ④法令に違反し、又は違反する恐れのある行為
4. 会員は、本規約から生じる権利義務及び本規約上の地位を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならないものとします。
5. 会員が本条の義務に違反したことにより、当社に損害を生じさせた場合、会員は当社に対し、その損害の全額を賠償するものとします。

第10条（秘密保持）

1. 会員は本件情報を本規約第9条第2項の目的の為にのみ使用し、他の目的に使用しないものとします。また、会員は、本件情報を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、本件情報を第三者に開示し又は漏洩しないものとします。但し、以下の情報については、開示することができるものとします。
 - ①知得した時点で既に公知の情報、又は知得後に会員の責めによらずして公知となった情報
 - ②知得時点で既に会員が保有している情報
 - ③会員が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - ④法令又は政府若しくは裁判所の命令により開示を義務づけられた情報

2. 会員は、理由の如何を問わず、本件サービス終了後においても、前条の義務を負うものとしします。

第11条（本件サービスの停止等）

1. 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当する場合には、本件サービスを停止し、又は会員資格を取り消すことがあります。
 - ①本件サービスの申込みに際して虚偽の事項を申し出たことが判明したとき
 - ②当社、他の会員、その他の第三者に損害を与え、又は与える恐れのある行為をしたとき
 - ③サービス料の支払いを怠ったとき
 - ④本規約に違反したとき
 - ⑤その他、当社が会員としてふさわしくないと判断したとき
2. 当社は、前項の規定により本件サービスの提供を停止し又は会員資格の取消す場合には、事前に書面によりその旨を会員に対して通知するものとしします。但し、違反の程度が特に甚だしく、本件サービスの健全な維持及び運営の為に前項の処分をすることが緊急を要する場合はこの限りではありません。
3. 当社により本件サービスが停止され、又は会員資格が取り消された場合、会員は、当社に対して負担する債務につき期限の利益を喪失するものとし、直ちに当該債務の全額を支払うものとしします。

第12条（本件サービスの中止又は中断）

1. 当社は、以下の場合には、本件サービスの提供を中止し又は中断できるものとしします。
 - ①当社のサービス用設備又はシステム等の保守若しくは点検をする為に必要であるとき
 - ②天災、戦争、停電、通信事業者の設備障害等当社の責に帰すことのできない事由により本件サービスの提供が出来ないとき
 - ③その他当社が必要であると判断したとき
2. 当社は、前項の規定により本件サービスの提供を中止し又は中断する場合には、中止又は中断日の1カ月前までにその旨を会員に対して通知するものとしします。但し、緊急止むを得ない場合はこの限りではありません。

第13条（本件サービスの廃止）

1. 当社は、当社が必要と判断する場合、いつでも、本件サービスの全部又は一部の提供を廃止することができるものとしします。この場合、当社は会員に対し、当該廃止日の1カ月前までにその旨を会員に対して通知するものとしします。
2. 本件サービスの廃止が行われた場合、当社は会員に対し、本件サービスの廃止日以降

のサービス料を月割りにて返金するものとします。この場合の返金に要する費用は、当社の負担とします。

第14条（期間）

本件サービスの期間は、本規約第3条第1項により入会希望者が本件サービスの会員となった日以降の任意の日（但し、会員となった日から1ヶ月以内の日とします）から1年間とし、会員が当社所定の退会申込書を提出することにより退会手続きをしない限り、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第15条（規約の変更）

1. 当社は、当社が必要と認めた場合、会員に通知することなくいつでも本規約の内容を変更できるものとします。変更後の本規約は、当社が運営するウェブサイト（<http://www.f-ism.net>）内の適宜の場所に掲示されるものとします。なお、本規約変更後の本件サービスの利用条件は、変更後の本規約によるものとします。
2. 変更後の本規約は、前項による掲示の時点から効力を生じるものとします。
3. 変更後の本規約に同意することの出来ない会員は、当社所定の退会申込書に必要事項を記入の上、これを当社に提出することにより退会することが出来ます。
4. 前項により会員が退会する場合、当社は退会を申し込んだ会員に対し、退会申込書受領日以降のサービス料を月割りにて返金するものとします。この場合の返金に要する費用は、当社の負担とします。

第16条（退会）

1. 会員が本件サービスを退会しようとする場合には、サービス期間満了の1カ月前までに、当社所定の退会申込書を KADOKAWA に提出するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、月額分割払いを選択した会員は、サービス期間の残存月数分のサービス料を一括で支払うことにより、即時に本件サービスを退会することができるものとします。但し、この場合であっても当社所定の退会申込書の提出義務が免れるものではありません。
3. 前各項の場合、会員は、KADOKAWA が退会申込書を受領した日をもって本件サービスを退会したものとします。

第17条（免責）

1. 当社は、理由の如何を問わず、本件サービスの提供が遅滞若しくは遅延し又は中止若しくは中断したこと等により会員に生じた損害については、一切賠償の責を負わないものとします。
2. 当社は、「本件情報」の正確性、特定の目的への適合性等については一切保証しないも

のとし、会員は当該情報を自己の責任と負担にて使用するものとします。

3. 本規約に違反したことによる当社の会員に対する責任は、当社が KADOKAWA を通じて当該会員から受領した1年分のサービス料の金額を上限とします。

第18条（準拠法と合意管轄）

本規約は日本法に準拠するものとし、本件サービス又はオプションサービスの利用に関して、当社と会員間に生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2017年12月1日 規約作成

申 込 書

年 月 日

株式会社KADOKAWA 御中

住 所 _____

社 名 _____

責任者 _____ 印

※責任者欄は役員または部長職以上の方の記載をお願いします。

担当者 _____

メールアドレス _____

当社は、「eb-i X 会員規約」に同意の上、同規約に基づき、下記条件にて、株式会社G zブレインの情報提供サービス「eb-i X」の利用を申込みます。

記

1. サービス期間

____年__月__日から____年__月__日までの1年間*

2. IDの数

__ 個

3. アクセス元のサーバーアドレス（ホスト名）

4. サービス料

1年あたり 金 420,000 円（消費税等別途）

5. 支払方法

当社は貴社に対し、前項のサービス料をサービスの開始日の属する月の翌月末日までに、サービスの更新時においては更新日の属する月の翌月末日までに、貴社指定の金融機関の口座宛送金して支払うものとします。

但し、当該支払日が金融機関の休業日にあたる場合には前営業日に支払うものとし、送金手数料は当社の負担とします。

* 会員規約第 14 条に基づき、退会届の提出がない場合はサービス期間が自動更新されますのでご注意ください。